

土 監 発 第 5 号

令和 6 年 3 月 2 7 日



土浦市長	安 藤 真理子 殿
土浦市議会議長	島 岡 宏 明 殿
土浦市教育委員会教育長	入 野 浩 美 殿
土浦市選挙管理委員会委員長	小 泉 光 正 殿
土浦市農業委員会会長	高 橋 弘 一 殿

土浦市監査委員 藤 田 雪 絵
土浦市監査委員 寺 内 充



令和 5 年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による令和 5 年度定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

令和 5 年度

土浦市定期監査結果報告書

土浦市監査委員

目 次

[ページ]

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の実施場所及び日程	2
第4	監査の範囲	2
第5	監査の着眼点	2
第6	監査の方法	5
第7	監査の結果	5
	指摘事項	5
第8	監査委員の意見	7
1	意見（保育所、児童館、小学校及び中学校以外の部課等に対するもの）	7
2	意見（小学校及び中学校における管理事務）	3 4
3	意見（保育所及び児童館における管理事務）	3 5
4	補足	3 6

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

前 期	後 期
<p>1 教育委員会事務局 教育総務課、学務課・学校給食センター、生涯学習課・図書館、文化振興課・博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場、スポーツ振興課、指導課、真鍋小学校、中村小学校、土浦第二小学校、上大津東小学校、土浦第二中学校、土浦第四中学校</p> <p>2 市民生活部 市民活動課・一中地区コミュニティセンター・一中地区公民館・二中地区コミュニティセンター・二中地区公民館・三中地区コミュニティセンター・三中地区公民館・四中地区コミュニティセンター・四中地区公民館・上大津地区コミュニティセンター・上大津公民館・六中地区コミュニティセンター・六中地区公民館・都和地区コミュニティセンター・都和公民館・新治地区コミュニティセンター・新治地区公民館、人権推進課、生活安全課・消費生活センター、市民課、環境保全課、環境衛生課・清掃センター</p> <p>3 市長公室 秘書課、政策企画課、行革デジタル推進課、財政課、広報広聴課</p> <p>4 保健福祉部 社会福祉課、障害福祉課・つくしの家、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課</p> <p>5 こども未来部 こども政策課、こども包括支援課・療育支援センター、保育課・荒川沖保育所・霞ヶ岡保育所・ポプラ児童館</p>	<p>1 総務部 総務課、防災危機管理課、人事課、管財課、課税課、納税課</p> <p>2 産業経済部 商工観光課・勤労青少年ホーム、農林水産課</p> <p>3 都市政策部 都市計画課、都市整備課、公園・施設管理課、建築指導課</p> <p>4 建設部 道路管理課、道路建設課、住宅営繕課、下水道課、水道課</p> <p>5 消防本部</p> <p>6 会計課</p> <p>7 農業委員会事務局</p> <p>8 選挙管理委員会事務局</p> <p>9 議会事務局</p> <p>10 監査委員事務局</p>

第3 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日 程
前 期	301・302会議室及び第4委員会室	令和5年9月13日(水)から同年11月21日(火)まで
後 期	男女共同参画室研修室、301・302会議室及び第4委員会室	令和5年12月12日(火)から令和6年2月27日(火)まで

第4 監査の範囲

次の表のとおり監査の対象ごとに定めた期間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

	監査の対象	監査の対象となる期間
前期	市民生活部、教育委員会事務局、小学校及び中学校	令和5年4月1日から同年8月31日まで
	市長公室、保健福祉部及び子ども未来部	令和5年4月1日から同年9月30日まで
後期	総務部、都市政策部、議会事務局及び選挙管理委員会事務局	令和5年4月1日から同年11月30日まで
	産業経済部、建設部、会計課、監査委員事務局、農業委員会事務局及び消防本部	令和5年4月1日から同年12月31日まで

第5 監査の着眼点

1 歳入

- (1) 調定額の算定は適正か。
- (2) 調定の時期及び手続は適正か(調定漏れ、遅れなど)。
- (3) 調定の繰越(前年度収入未済額の繰越)はなされているか。
- (4) 収納の事務処理は適切か(納入通知書の発行等)。
- (5) 収入未済額の有無
- (6) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (7) 過誤納金の還付手続は適正か。
- (8) 財産の目的外使用は適正か。
- (9) 貸付(使用)料は適正か。

2 歳出

- (1) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。

- (2) 流用・充用の事務処理は適正か。
- (3) 前渡資金及び概算払金の保管及び精算は適正か。
- (4) 委託料、工事請負費等について、契約書等関係書類は整備され、内容は適正か。
- (5) 委託料、工事請負費等について、算定根拠は合理的な基準に基づいているか。
- (6) 委託料、工事請負費等について、支出は適正な時期に行われているか。
- (7) 委託料、工事請負費等について、履行確認は適正に行われているか。
- (8) 委託料、工事請負費等について、随意契約理由、業者選定、発注方法は適正か。
- (9) 委託料、工事請負費等について、前払金、部分払金の支払は適正か。
- (10) 委託料、工事請負費等について、完了(完成)等の検査は確実にされているか。
- (11) 補助金について、交付要項、申請書、起案書等は整備されているか。
- (12) 補助金について、算出は合理的な基準に基づいているか。
- (13) 補助金について、交付決定は適正か。
- (14) 補助金について、実績報告及び交付確定は適正か。

3 財産

- (1) 収納金、釣銭等の現金及び通帳等の保管は適正か。
- (2) 金券等の保管及び取扱いは適正か。
- (3) 公用車の管理は適正か。

4 行政一般

- (1) 時間外勤務の実施状況は適切か。
- (2) 公印使用簿、文書発送簿・收受簿、旅行命令簿の処理は適切か。
- (3) 事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行っているか。
- (4) 公金外現金の取扱いは適正か。

5 保育所及び児童館における管理事務

- (1) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 支払等で遅延しているものはないか。
- (3) (廃棄する備品がある場合) 廃棄処理方法は適切か。
- (4) 日本スポーツ振興センター保険に係る事務手続は適切に処理されているか。(保育所に限る。)
- (5) 日本スポーツ振興センター保険の保険の給付は適切に処理されているか。(保育所に限る。)
- (6) 給食配膳室は適切に管理され、衛生が保持されているか。(保育所に限る。)
- (7) 給食の保存状況及び保存期間は適切か。(保育所に限る。)
- (8) 食物アレルギー疾患をもつ者への対応の体制は適切か。(保育所に限る。)
- (9) プール及びプール薬品は適切に管理されているか。(保育所に限る。)
- (10) 砂場は適切に管理されているか。
- (11) 遊具は適切に管理されているか。
- (12) 保育所(児童館)内に危険な場所又は物はないか。

- (13) 保育所(児童館)概要の記載内容は適切か。
- (14) 消防計画は適正に作成及び変更されているか。
- (15) 現金の収受、保管及び銀行等への納入手続は適切か。
- (16) 公印の管理、公印使用簿及び旅行命令簿の処理は適切か。
- (17) 水道、電気等の使用量は適切か。
- (18) 預金通帳及び印鑑は適切に管理されているか。(施錠等)
- (19) 公金外現金の取扱いは適正か。
- (20) 児童安全共済制度(保険)に係る事務手続は適切に処理されているか。(児童館に限る。)
- (21) 児童安全共済制度(保険)の保険の給付は適切に処理されているか。(児童館に限る。)
- (22) 委託料について、契約書等関係書類は整備され、内容は適正か。(児童館に限る。)
- (23) 委託料について、算定根拠は合理的な基準に基づいているか。(児童館に限る。)
- (24) 委託料について、支出は適正な時期に行われているか。(児童館に限る。)
- (25) 委託料について、履行確認は適正に行われているか。(児童館に限る。)
- (26) 委託料について、随意契約理由、業者選定、発注方法は適正か。(児童館に限る。)
- (27) 委託料について、前払金、部分払金の支払は適正か。(児童館に限る。)
- (28) 委託料について、完了(完成)等の検査は確実に行われているか。(児童館に限る。)

6 小学校及び中学校における管理事務

- (1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 支払が遅延しているものはないか。
- (3) 正当債権者に支出されているか。
- (4) 予算目的に反する支出はないか。
- (5) (廃棄する備品がある場合)廃棄処理方法は適切か。
- (6) 切手・はがきは適切に管理されているか。
- (7) 実残枚数と受払簿の残は一致しているか。
- (8) 給食配膳室(給食室)は適切に管理され、衛生が保持されているか。
- (9) 食物アレルギー疾患をもつ者への対応の体制は適切か。
- (10) 日本スポーツ振興センター保険料は適切に処理されているか。
- (11) 公衆電話(及び私用電話)料金は適切に処理されているか。
- (12) 旅行命令は適切に処理されているか。
- (13) 運転日誌は適切に処理されているか。
- (14) 貸与品台帳は適切に処理されているか。
- (15) 理科室、準備室、保管庫は適切に管理されているか。(施錠等)
- (16) 理科薬品の管理、廃棄、受払簿は適切に処理されているか。
- (17) プール及びプール薬品は適切に管理されているか。
- (18) ネットフェンス、樹木等は適切に管理されているか。

- (19)屋外体育備品、遊具等は適切に管理されているか。
- (20)学校内に危険な場所又は物はないか。
- (21)学校要覧の記載内容は適切か。
- (22)消防計画は適正に作成及び変更されているか。
- (23)水道、電気等の使用量は適切か。
- (24)預金通帳及び印鑑は適切に管理されているか。(施錠等)
- (25)公金外現金の取扱いは適正か。

第6 監査の方法

土浦市監査基準に準拠し、令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて、事前に関係帳簿、証書類等を検査し、当日関係職員から説明を受け監査を実施した。

保育所、児童館、小学校及び中学校の事前監査においては、各対象施設に赴き、監査の着眼点に基づき施設、遊具、薬品等の管理状況を検分するとともに、関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該施設職員へのヒアリングを実施した。

第7 監査の結果

各部課等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の事項を除き適正であると認められた。

なお、指摘事項(監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。)については、次のとおりである。

また、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

指摘事項

該当部課等	確認した事実	措置すべき内容
課税課	現年分の軽自動車税に係る課税保留によって滞納繰越分の軽自動車税の調定の取消しをしていた。	軽自動車税の課税保留処分等事務取扱要綱によれば、軽自動車の所有者等が死亡し、相続人が不明の場合は、相続人の不明が判明した日の属する年度の翌年度から課税保留を開始し、課税保留が継続して3年を経過したときに課税保留を開始した年度を初年度として4年度目に課税取消しするとされているが、相続人の不明が判明した日の属する年度の翌年度分の課税保留を決定した時点で、それ以前の滞納繰越分の軽自動車税の調定の取消しをしていた。 当該要綱の規定によれば、滞納繰越分の軽自動車税については、課税取消しの対象ではないので、改めて調定すべきであるし、仮に回収できないのであれば、不納欠損処分を行うべきものであるため、適正に処理されたい。
課税課	相続人の不明を理由に個人市民税に係る調定の取消し	個人市民税の令和5年度の滞納繰越分並びに令和4年度の現年度分及び滞納繰越分について、課税対象者

	をしていた。	<p>が死亡し、その相続人が不明な場合は、当該課税対象者に係る個人市民税の調定を相続人が不明であることを理由に取消しをしていた。</p> <p>相続人が不明であるため、債権の回収が困難なことは理解できるが債権を消滅させるためには、不納欠損処分が必要であるため、当該個人市民税に係る調定を改めて行い、必要に応じて不納欠損処分を行うべきである。</p>
三中地区公民館	賃貸借している土地でマイカー通勤職員駐車場に係る行政財産の目的外使用許可を行っていた。	<p>行政財産の目的外使用許可ができるのは、市が所有している土地等の行政財産に限られるため、賃貸借している土地を行政財産の目的外使用許可により使用させることはできない。</p> <p>本件土地に係る賃貸借契約書では転貸借が禁じられているため、本件土地に駐車させるならば、その土地の所有者の了解を得た上で、当該職員に転貸借をするか、あるいは別の駐車場を確保する等適切な方法により処理されたい。</p>
公園・施設管理課	余った駐車票を指定管理者に使用させていた。	<p>まとめて購入したほうが安価なのを理由に土浦市駅東駐車場の駐車票を令和5年3月に56,000枚購入したが、同年4月には、当該駐車場は、指定管理者による管理に移行したため、その際に余った42,000枚及び場内の4台の発券機の中に残されていた駐車票を指定管理者にそのまま使用させていた。</p> <p>また、土浦市駅西駐車場でも42,000枚の在庫及び場内の3台の発券機の中に残されていた駐車票を指定管理者に使用させていた。</p> <p>担当課によれば、発券機に残された駐車票以外の両駐車場併せて84,000枚の駐車票については、指定管理の期間が終了した時点で返還すると口頭で約束しているとのことだが、当該期間の終了時に市が駐車場を直営することが決まっているわけでもなく、口約束では履行される保証があるとも言えないため、現時点で指定管理者に相応の負担を求めるべきである。</p>
公園・施設管理課	条例に定めのない料金を設定している。	<p>駐車場条例によれば、土浦市駅東駐車場及び土浦市駅西駐車場の普通駐車料金の1日における最高限度額を1,000円とし、100円券又は200円券の駐車場回数券を用いて支払うことができるとされているが、令和2年8月から宿泊施設に限定して500円で両駐車場の1日の普通駐車料金の支払いが可能なホテル宿泊者専用サービス券の販売を開始した。</p> <p>地方自治法第228条第1項によれば、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされ、当該サービス券は、条例に定めのある回数券ではなく、条例に定めのある駐車料金でもないため、当該サービス券を発行するためには、条例の改正が必要である。</p> <p>しかし、公の施設は、地方自治法第244条第1項によれば、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設とされることから、住民ではなく、宿泊施設の利用者の利用を促進するために通常よ</p>

		<p>りも安い駐車料金を設定することについては、疑念もあるため、条例の改正に限らず、補助金の交付等の別の手段で政策目的を達成するような方法を検討し、適正な措置を講じられたい。</p> <p>なお、現在は、両駐車場の管理については、指定管理者が行っており、駐車料金については、当該条例に定める額が適用されるわけではなく、事前に市長の承認を受けた額が駐車料金となるため、市が直営で管理している場合に比べて裁量の範囲は大きくなると推察されるが、本件については、指定管理者であっても許容されるものではないと考えるため、留意されたい。</p>
公園・施設管理課	金券である駐車回数券を大量に保管している。	<p>令和5年4月1日から土浦市駅東駐車場及び土浦市駅西駐車場は、指定管理者が管理しており、指定管理者は別に回数券を作成し、販売するため、指定管理後には使用しなくなった市が作成した100円駐車回数券、200円駐車回数券及びホテル宿泊者専用サービス券を施錠できる倉庫に保管している。</p> <p>当該回数券等は、少なくとも指定管理の期間が終了する令和9年度末まで使用する予定がなく、その後も市の直営管理にならない限り使用することは想定しがたいものであり、保管されている回数券等の額面の合計が約3,400万円と多額となっていることから、盗難等のリスクを考慮し、適正な対処を検討されたい。</p>
住宅営繕課	市営住宅の修繕に係る費用のうち入居者が負担すべきものを市が負担していた。	<p>市営住宅の入居者が負担すべき修繕費用については、市営住宅条例施行規則第15条で畳の表替え、ふすま及び障子の張替え、破損ガラス、水道の蛇口、鍵、ドアの取っ手、外灯の点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の小修繕とされている。</p> <p>しかし、経年劣化や入居者の責に帰さない事由であることを理由に本来入居者が負担すべき修繕費を市が負担していたものがあった。</p> <p>当該規則第15条の規定によれば、修繕を要する原因のいかんを問わず、同条の規定に該当するものは、入居者に負担させるべきものであるため、適正に処理されたい。</p>

第8 監査委員の意見

上記の監査の結果のほか、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断したものは、次のとおりである。

なお、軽微な事項については、事前及び本監査の際に口頭で伝えているため、記載は省略する。

1 意見（保育所、児童館、小学校及び中学校以外の部課等に対するもの）

① 歳入

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
<p>(1) 収入調定が遅れていた。</p>	<p>会計規則第8条第1項第3号の規定によれば、随時の収入で納入の通知を発するものの調定は、原因が発生したときに行うべきところ、行政財産の目的外使用許可をしたにもかかわらず、1か月以上調定票を起票していなかったものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>新治地区公民館</p>
	<p>総合福祉会館の電気使用料は、一昨年度（令和3年度）の実績に基づいて算定しており、年度当初には調定額が確定しているため、4月1日付けで調定をする必要があるが、9月に行っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>(2) 収入調定の額に誤りがあった。</p>	<p>新型コロナ信用保証料補助金返還金について、誤った金額で調定をしていたものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>商工観光課</p>
<p>(3) 未収金の年度繰越の調定を行ってなかった。</p>	<p>放課後児童クラブ育成料過年度滞納繰越金（平成19年度分から令和3年度分まで）については、出納整理期間がないため、4月1日をもって翌年度の収入として調定すべきものであるが、その調定を行ってなかったことから、適正に処理されたい。</p>	<p>保育課</p>
<p>(4) 納入通知で納期限を記載していないものや納期限を誤ったものがあつた。</p>	<p>会計規則第13条の規定によれば、納入の通知をする場合の納期限を法令等、契約その他の定めがあるものを除くほか、納入通知書による場合にあっては納入通知書の発行の日から20日以内、その他のものによる場合にあっては調定をした日から20日以内において適宜定めなければならないとされているところ、空地草刈手数料及び自動販売機電気使用料の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>環境衛生課</p>
	<p>行政財産の目的外使用料の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>市民課</p>
	<p>行政財産の目的外使用料及び土地使用料の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>スポーツ振興課</p>

行政財産の目的外使用許可（児童クラブ外部委託職員分マイカー通勤駐車場代）の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	保育課
市民ギャラリー使用料及び自動販売機に係る行政財産の目的外使用料の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	文化振興課
ダンボール売払代の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	学務課
ねたきり老人等福祉手当返還金の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	高齢福祉課
児童手当過年度過払返還金の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	こども政策課
利用者給食負担金の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	つくしの家
自動販売機に係る電気料金の納入通知で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	健康増進課
福祉手当過年度返還金の納入通知で発行日から20日以内の納期限を定めるべきところ、その期間を超えて納期限を設定していたことから、適正に処理されたい。	障害福祉課
情報公開等実費収入の納入通知書で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	総務課
屋外広告物表示許可手数料の納入通知書で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	都市計画課
りんりんポートの使用料の納入通知書で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	都市整備課
敷地貸付料の納入通知書で納期限を記載していないものがあつたため、適正に処理されたい。	住宅営繕課

	<p>ホームページバナー及び広報つちうらの広告掲載料の納入通知で発行日から20日以内の納期限を定めるべきところ、その期間を超えて納期限を設定していたことから、適正に処理されたい。</p>	広報広聴課
	<p>霊園管理料の納入通知で発行日から20日以内の納期限を定めるべきところ、その期間を超えて納期限を設定していたことから、適正に処理されたい。</p>	環境衛生課
	<p>行政財産の目的外使用許可に係る自動販売機の電気料の納入通知で発行日から20日以内の納期限を定めるべきところ、納期限を定めていないものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	二中地区公民館
	<p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び自動販売機の電気料の納入通知で発行日から20日以内の納期限を定めるべきところ、納期限を定めていないものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	三中地区公民館
	<p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料の納入通知で発行日から20日以内の納期限を定めるべきところ、納期限を定めていないものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	四中地区公民館
	<p>行政財産使用許可事務処理基準によれば、行政財産の目的外使用許可の更新を年度単位で行う際は、使用料を年度初めに納付させることができるとされているが、納付期限を記載せず、使用料の納付が8月末となっているものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	新治地区公民館
(5) マイカー通勤職員 駐車場使用料の納付 について	<p>まちかど蔵に勤務する土浦市観光協会の職員は、マイカー通勤のため、行政財産の目的外使用許可を得て当該施設の一部を駐車場として使用している。</p> <p>当該許可に係る使用料については、職員等の行政財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱第7条によれば、毎月又は翌月以降の使用分も含めまとめて納入することができるが、令和5年4月から6月までの使用料を8月に、7月から11月までの使用料を12月に支払っており、通常であれば、延滞金が発生するはずであるが、納入通知書に納期限を記載しておらず、延滞金の算定及び徴収ができないため、適正に処理されたい。</p>	商工観光課

(6) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の納入が遅れたものに係る対応について	自動販売機に係る行政財産の目的外使用料が納付書に定めた支払期限を超過して納入されたことについて、延滞金が発生するか否かの検討がされていなかったため、適正に処理されたい。	スポーツ振興課
	証明写真機に係る行政財産の目的外使用料が納付書に定めた支払期限を超過して納入されたことについて、延滞金が発生するか否かの検討がされていなかったため、適正に処理されたい。	市民課
	電柱の設置に係る行政財産の目的外使用料の使用料が納付書に定めた支払期限を超過して納入されたことについて、延滞金が発生するか否かの検討がされていなかったため、適正に処理されたい。	保育課
	道路占用許可について、納付書に定めた納期限を超過して納入されたものがあつたが、延滞金が発生するか否かの検討がされていなかったため、適正に処理されたい。	道路管理課
	納期限を過ぎた水路使用料の支払いについて、延滞金が発生するか否かの検討がされていなかったため、適正に処理されたい。	農林水産課
	複数年にわたる水路使用の許可に係る2年目以降の使用料は、公共物管理条例第5条第3項ただし書きによれば、5月31日までに納付するとされているが、当該期日までに支払わなかった納入義務者については、督促及び延滞金を考慮せずに新たな納期限の納入通知書を再発行し、使用料を納入させていたものがあつたため、適正に処理されたい。	農林水産課
	水路敷地使用料について、納期限までに使用料を支払わず納入通知書を紛失した納入義務者について、督促及び延滞金を考慮せずに新たな納期限の納入通知書を再発行し、使用料を納入させていたものがあつたため、適正に処理されたい。	下水道課
(7) 行政財産の目的外使用許可の更新が遅れていた。	自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可の更新については、前年度分の許可の期間(3月31日まで)が満了するまで更新に係る許可を受ける必要があるところ、当該許可に係る起案の決裁日が5月23日となっているものがあつた。 前年度の許可期間が満了した時点で更新	新治地区公民館

	の許可には当たらず、新規の許可として取り扱うべきであるため、適正に処理されたい。	
(8) 使用料の徴収時期が誤っていた。	青少年の家に宿泊する場合の使用料については、青少年の家条例第10条の規定によれば、宿泊する日までに徴収するべきところ、連泊した最終日に使用料を徴収しているものがあったため、適正に処理されたい。	生涯学習課
(9) 現金取扱員でないものが現金の収納を行っていた。	教育財産である上高津貝塚ふるさと歴史の広場に駐車しているつくしの家の職員に係るマイカー通勤職員駐車場代の徴収については、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条の規定により障害福祉課の職員に補助執行させることとされているが、その権限がないつくしの家の職員が現金を預かり、現金取扱員として、当該駐車場代を指定金融機関等に払い込みをすることは適切ではないため、適正に処理されたい。	つくしの家、文化振興課
(10) 行政財産の目的外使用料の収納先を誤っていた。	教育財産である公民館の行政財産の目的外使用料（マイカー通勤職員駐車場代）は、財産を管理する生涯学習課の歳入とすべきところ、三中地区公民館の歳入としていたことから、適正に処理されたい。	三中地区公民館
(11) 行政財産の目的外使用料の収納先を誤り、許可権者が許可を行っていなかった。	生涯学習課が所管する公民館に設置されている図書館分館の行政財産の目的外使用料（マイカー通勤職員駐車場代）については、公民館を財産として管理している生涯学習課が許可し、生涯学習課の歳入として収納すべきところ、図書館で許可を行い、図書館の歳入にしていたことから、適正に処理されたい。	図書館
(12) 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を誤ったものがあつた。	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則により公民館の管理運営に関する事務を補助執行する市民活動課職員が本年度から教育委員会生涯学習課職員を併任することになったことから、公民館職員のマイカー通勤駐車場に係る行政財産の目的外使用許可については、市民活動課職員が許可の起案を行い、納入通知を発行し、当該許可を受けた公民館職員に使用料を納入させるべきところ、当該公民館職員に納付書の作成をさせ、さらに市民活動課職員は、毎月の使用料の納入状況の確認もしていなかったため、当該許可に係る使用料を生涯学習課の歳入とすべきところ、公民館の歳入としていたことから、適正に処理さ	市民活動課

	りたい。	
(13) 消費税額を誤って領収書を発行していた。	コピー使用料に係る領収書で消費税の額を誤って記載していたものがあったため、適正に処理されたい。	総務課
(14) 広告物設置料の調定額を誤っていたものがあった。	土浦駅西口ペDESTリアンデッキ案内看板広告については、市と広告設置者との間で、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの期間で協定を結び広告物設置料を徴収しており、期間満了日の3か月前の令和5年4月30日までに双方からの申出が無い場合は、1年毎に自動更新するとされている。 令和5年4月1日に新年度分の広告物設置料を調定し、請求する際は、当該協定は更新されていないため、当初の期間満了日の令和5年7月31日までの分の広告物設置料の調定及び請求しかできないはずだが、令和5年度末までの1年間分の調定及び請求をしていたため、適正に処理されたい。	商工観光課
(15) 決裁を受けた内容と違う処理をしたものがあった。	行政財産の目的外使用に係る更新許可について、起案では「納入通知書の納期限を5月中旬までとして発行いたしたい」と決裁を受けておきながら、発行した納入通知書の納期限を5月23日と定めていたものがあったため、適正に処理されたい。	住宅営繕課
(16) 誤った様式の手続を受領し、その手続きを行っていなかった。	公共物管理条例に基づき水路敷地の使用を許可している件について、売買により使用者が変更となった場合は、同条例第10条第1項の市長の承認を受けるため、権利の譲渡の承認に係る申請をする必要があるところ、申請者が誤って提出した公共物使用許可変更申請書を補正させることなく受理し、当該申請書に係る決裁等の手続きをすることなく、保管していたものがあったため、適正に処理されたい。	下水道課
(17) 使用料の調定の時期について	行政財産の目的外使用許可の更新に係る使用料を4月1日に請求しているが、発生主義会計の原則に則ると、金額が確定した4月1日時点で調定すべきところ、後日使用者から使用料の納入があった時点で入金伝票を起票している。 請求した使用料については、別に帳簿を備え、その収入状況を確認しているわけでもなく、債権としてきちんと管理できているとは言い難いため、適正な処理をされたい。	水道課
(18) 収納すべき期間を超えて収納したものがあった。	現金を直接預かったときは、会計規則第18条第2項によれば、当日又は翌日に払込書に現金を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされるところ、窓口で受	都市計画課

	領した刊行物領布代、用途図印刷手数料及び各種手数料に係る現金が当該期日を超えて収納していたものがあったため、適正に処理されたい。	
	公民館の公民館使用料及びコピー使用料について、会計規則第18条第2項ただし書きによれば、収入金の額の合計が1万円未満である場合に限り、当該収入金を収納した日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができるとされているが、その期間を超えて指定金融機関等に払い込みをしているものがあったため、適正に処理されたい。	一中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館
	青少年の家の使用料について、会計規則第18条第2項ただし書きによれば、収入金の額の合計が1万円未満である場合に限り、当該収入金を収納した日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができるとされているが、その期間を超えて指定金融機関等に払い込みをしているものがあったため、適正に処理されたい。	生涯学習課
(19) 収納金を釣銭として利用していた。	ごみ手数料として窓口で預かった現金は、会計規則第18条第2項の規定によれば、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込みをすべきところ、それを行わずに数日間釣銭として利用していたことは不適切であるため、適正に処理されたい。	清掃センター
(20) 遡及して使用許可を行っていたものがあつた。	電柱の新規設置に係る行政財産の目的外使用許可について、当該許可に係る起案の日よりも前の期日から使用を開始することを認める許可を出していたものがあつたため、適正に処理されたい。	市民活動課
(21) 行政財産の目的外使用許可に係る請書を提出していないものがあつた。	財産管理規則第26条第5項の規定によれば、臨時的使用等に係る行政財産の目的外使用許可書を交付された者は、目的外使用の許可の条件を遵守することを誓約するため請書を提出しなければならないとされるが、その請書の提出がなかったものがあつたため、適正に処理されたい。	環境衛生課
(22) 使用料を納付する前に使用を開始していた。	行政財産使用料条例第4条の規定によれば、使用料は、使用を開始する日までにその全額を徴収するとされるところ、新規で自動販売機を設置する行政財産の目的外使用許可について、使用料を納付する前に使用を開始していたものがあつたため、適正に処理されたい。	スポーツ振興課

<p>(23) 行政財産の目的外使用許可の許可期間等を誤っているものがあった。</p>	<p>川口運動公園の駐車場の目的外使用許可については、許可の期間を1年とし、その使用料は、利用日数に応じて算定している。</p> <p>しかし、許可の期間を1年とするのであれば、1年分の使用料を徴収すべきであり、1年間の使用を許可しておきながら、許可の期間のうち実際に使用する期日分だけ使用料を払えばよいというのは、不自然である。</p> <p>現状のように利用日数に応じて使用料を徴収したいのであれば、臨時許可として使用日を特定して個別に許可を行う必要があると推察されるため、許可の期間、使用料の算定方法等を検討されたい。</p>	<p>スポーツ振興課</p>
<p>(24) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免の決裁権者を誤っていた。</p>	<p>行政財産の目的外使用許可については、使用料を減免する際は、市長の決裁が必要であるところ、消防長が専決していたものがあったため、適正に処理されたい。</p>	<p>消防本部</p>

② 歳出

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
<p>(1) 不経済な支出と認められるものがあった。</p>	<p>土浦市営駐車場は、令和5年4月1日から指定管理者が運営しており、指定管理の開始とともに回数券は指定管理者が独自に発行するものを使用している。</p> <p>市が直営していた令和4年11月末の100円駐車回数券の在庫が25,026枚であったところ、同年12月に28,000枚購入し、令和5年4月に指定管理者に移行する時点で37,737枚の駐車回数券が余っていた。</p> <p>令和4年12月から令和5年3月の販売及び交換実績は15,289枚であり、結果として12月に追加購入した分に係る経費240,240円が不要な支出であったため、必要数及び購入時期を見極め、不経済な支出とならないよう心掛けられたい。</p>	<p>公園・施設管理課</p>
<p>(2) 予算配当前の期日で支出負担行為を起票したものがあった。</p>	<p>予算の手当がない消耗品及び備品の購入に際し、予算の流用を行ったものの、その手続きが終了した期日以前の期日をもって支出負担行為票を起票していたものがあったため、適正に処理されたい。</p>	<p>こども政策課</p>
<p>(3) 前渡資金の精算を規則で定める期日を超えて行っていた。</p>	<p>会計規則第65条第1項第2号の規定によれば、随時の費用に係る経費の前渡資金は、支払の終わった日から5日以内に精算</p>	<p>社会福祉課、生涯学習課</p>

	しなければならぬがそれを怠っているものがあつたため、適正に処理されたい。	
(4) 前渡資金の精算の報告がされていなかった。	会計規則第65条第1項の規定によれば、同項各号に掲げる経費の区分ごとに資金前渡精算書を作成し、当該各号に定める期日までに、証拠書類を添えて予算執行者に精算の報告をしなければならぬとされるが、その報告を行っていないものがあつたため、適正に処理されたい。	清掃センター、選挙管理委員会
(5) 契約保証金を徴していないものがあつた。	契約規則第33条第1項の規定によれば、市と契約しようとする者には、契約金額の100分の10に相当する額以上の額の契約保証金を納めさせるものとされ、同規則第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を免除することになっているが、契約保証金を免除する理由及び免除する旨の意思決定がなく、契約保証金を徴していないものがあつたため、適正に処理されたい。	人権推進課、社会福祉課、障害福祉課、健康増進課、保育課
(6) 委託契約で再委託(変更)承認申請書が提出されていないものがあつた。	請負工事及び委託業務執行規則第27条の規定によれば、受託者が別の業者に委託業務の一部を委託するときは、市長の承諾が必要であるとされるところ、再委託(変更)承認申請書が提出されてなく、同条に規定する手続きを行っていないものがあつたため、適正に処理されたい。	新治地区公民館、社会福祉課、障害福祉課、健康増進課、スポーツ振興課
(7) 委託契約で工程表、管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書又は着手届のいずれか又は全ての提出がないものがあつた。	請負工事及び委託業務執行規則によれば、委託契約には、工程表、管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書及び着手届の提出が必要であるがその一部又は全部の提出がないものがあつた。 当該規則に定めがあるということは、これらの書類が委託業務の管理に必要なものであるということなので、委託業務を適切に管理するためにも必要な書類を提出させることとされたい。	政策企画課、行革デジタル推進課、一中地区公民館、人権推進課、環境衛生課、清掃センター、社会福祉課、高齢福祉課、国保年金課、こども政策課、療育支援センター、保育課、教育総務課、学務課、学校給食センター、生涯学習課、文化振興課、博物館、上高津貝塚、スポーツ振興課、指導課
(8) 委託契約で監督職員が選任されていないものがあつた。	地方自治法第234条の2第1項によれば、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約をしたときは、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認のために監督及び検査が必要であり、監督職員を選任し、請負工事及び委託業務監督要綱の規定により、委託業務の監督を適正に執行されたい。	政策企画課、行革デジタル推進課、総務課、人事課、管財課、納税課、一中地区公民館、三中地区公民館、都和公民館、人権推進課、環境保全課、清掃センター、社会福祉課、障害福祉課、つくしの家、高齢福祉課、国保

		年金課、こども政策課、こども包括支援課、療育支援センター、保育課、商工観光課、勤労青少年ホーム、農林水産課、都市計画課、都市整備課、住宅営繕課、道路管理課、下水道課、水道課、教育総務課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、文化振興課、上高津貝塚、指導課
(9) 監督命令書の押印が漏れていたものがあった。	委託契約に係る監督命令書で命令者である課長の押印がないものがあったため、適正に処理されたい。	こども政策課、道路管理課、教育総務課、文化振興課
(10) 監督命令書の命令者の誤りがあった。	委託契約の監督命令書の命令者は、担当課長であるべきところ、副館長が監督命令を行っていたものがあったため、適正に処理されたい。	博物館
(11) 委託契約で工事請負契約に関する書類が添付されていた。	委託契約については、着手届、管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書及び業務工程表を提出させるべきところ、着工届、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書及び工事工程表が提出されているものがあったため、必要な書類をよく確認されたい。	こども政策課、道路管理課、水道課、教育総務課
(12) 契約書に記載すべき事項が漏れているものがあった。	契約書には、契約規則第30条各号に規定する契約の目的や契約金額等の事項を記載すべきところ、その一部が記載されていないものがあったことから、不足する事項がないよう適正に処理されたい。	総務課、人事課、納税課、消費生活センター、社会福祉課、障害福祉課、国保年金課、健康増進課、商工観光課、農林水産課、建築指導課、住宅営繕課、学務課、図書館、スポーツ振興課、指導課
(13) 見積書を徴さないで委託契約しているものがあった。	契約規則第27条の規定によれば、随意契約をするとき、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、見積書を徴さなければならないとされており、仮に見積書を徴することができない場合等であれば、その旨を起案に記載するようにされたい。	行革デジタル推進課、消防本部
(14) 委託契約の請書の裏面(契約条項)がないものがあった。	委託契約は、契約規則第29条第1項各号にいずれかに該当するときは、契約書によらず、その他契約の締結を証する書面を徴することで足りるとされている。 今回提出のあった請書は、管財課のホー	一中地区公民館

	ムページにある委託契約の請書の様式を使ったものと推察されるが、当該様式の表面には、「裏面の条項の規定に従い」との記載があり、裏面に記載すべき内容があるにもかかわらず、その記載がないのは、契約の締結を証する書面として不適切であるため、提出のあった請書の内容を確認するようにされたい。	
(15) 委託契約の起案に随意契約の理由のないものがあった。	契約は、競争入札が原則であり、その例外として地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約ができるものであるから、当該各号に掲げる条件に該当するか否かの判断に随意契約の理由や適用条項の記載は必要なものであるため、適正に処理されたい。	教育総務課
(16) 起案に添付された健康保険等の被保険者証の写しの記号・番号及びQRコードの全て又はいずれかがマスキングされていないものがあった。	委託や工事の起案に雇用関係の確認等の目的で受注者から提出された健康保険等の被保険者証の写しが添付されていたものがあつたが、医療保険の被保険者証に係る被保険者等の記号・番号及びQRコードについては、プライバシー保護の観点から健康保険法等の医療保険各法により健康保険事業又はこれに関する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止するとされている。 したがって、被保険者証の写しの提出を受ける場合は、被保険者等の記号・番号及びQRコードをマスキングしたものを受領するようにされたい。	生活安全課、環境衛生課、清掃センター、保育課、農林水産課、都市計画課、都市整備課、公園・施設管理課、道路管理課、道路建設課、下水道課、水道課、教育総務課、学校給食センター、生涯学習課、スポーツ振興課
(17) 特定施設等との随意契約締結予定表又は随意契約締結状況表の公表をしていなかった。	特定施設等（シルバー人材センター）と随意契約をする場合は、契約予定日の14日前までに随意契約締結予定表を、契約締結後速やかに随意契約締結状況表を管財課に提出し、公表することとされているが、そのいずれか又は両方を行っていないものがあつたため、適正に処理されたい。	管財課、一中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、市民課、環境保全課、清掃センター、公園・施設管理課、道路管理課、学校給食センター、生涯学習課、スポーツ振興課
(18) 収納の委託に係る告示等を行っていなかった。	会計規則第32条第1項の規定によれば、地方自治法施行令第158条第1項又は第158条の2第1項その他法令の規定による私人への歳入の徴収又は収納の事務の委託を行うときは、同規則第32条第1項に定める所要の手続きを経て、同条第2項の規定により、告示及び公表を行い、同条第3項の規定により、収入事務受託者証を交付する必要があるが、その全部又は一部を行っていないものがあつたため、適正に	管財課、高齢福祉課、都市整備課、住宅営繕課、スポーツ振興課

	処理されたい。	
(19) 集合契約に係る契約書に契約を委任した者の名簿が添付されていなかった。	検診等を実施する各医療機関の委任を受けた医師会等を代表者として契約する集合契約の契約書で代表者に委任した医療機関の名簿が添付されていないものがあったため、適正に処理されたい。	健康増進課、こども包括支援課
(20) 検査員の選任を誤っていた。	請負工事及び委託業務検査要綱第3条の規定により担当課長が検査を執行すべき工事等の検査員は、同要綱第4条の規定によれば、担当課長又は担当課長が工事等担当以外の主任以上の職員のうちから工事等ごとに指名したものとされるところ、担当係長が検査を行っていたものがあったため、適正に処理されたい。	農林水産課、建築指導課、住宅営繕課、博物館
(21) 検査員の指名の記録がないものがあった。	請負工事及び委託業務検査要綱第3条の規定により担当課長が検査を執行すべき工事等の検査員は、同要綱第4条の規定によれば、担当課長又は担当課長が工事等担当以外の主任以上の職員のうちから工事等ごとに指名したものとされるところ、担当課長以外のものが検査員となっている委託業務の起案等に検査員を指名する旨の記録がなかったことから、適正に処理されたい。	清掃センター、上高津貝塚
(22) 履行確認に係る書類を取り違えていたものがあった。	総価契約した委託料の部分払いをする際は、一部履行届により出来高検査をすべきところ、業務完了届で出来高検査を行っていたものがあったため、適正に処理されたい。	保育課
	総価契約した委託料の部分払いに係る検査は、出来高検査調書により行うべきところ、業務完了検査調書で行っているものがあったため、適正に処理されたい。	上高津貝塚
	単価契約の委託の毎月の支払いは、業務完了届及び完了検査調書によるべきところ、一部履行届及び出来高検査調書により処理しているものがあったため、適正に処理されたい。	水道課
(23) 伝票を起票していない、又は決裁を受けていないものがあった。	会計規則第42条第1項の規定によれば、委託契約の支出負担行為は、契約を締結したときに起票すべきところ、起票されていないものがあったため、適正に処理されたい。	行革デジタル推進課、こども政策課、保育課
	委託契約について、金額の変更を含む変更契約を行っていたにもかかわらず、変更	教育総務課

	負担行為を起票していないものがあったため、適正に処理されたい。	
	委託契約に係る支出負担行為票を起票したものの、決裁を受けていないものがあったため、適正に処理されたい。	商工観光課
(24) 仕様書を作成しないで委託契約をしているものがあった。	契約規則第31条の規定によれば、工事又は製造等の請負契約に係る契約書には、その附属書類として、工事費の内訳明細書、工程表、図面、設計書、仕様書その他必要な書類を添付しなければならないとされていることから、契約の内容や条件が分かる仕様書等を作成して契約するようにされたい。	一中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、公園・施設管理課、指導課
(25) 指定管理者との協定内容等の不備について	指定管理業務に係る基本協定書によれば、指定管理者から毎月提出される事業報告書については、その内容を承認できるか決裁すべきところ、受領しただけになっていたため、適正に処理されたい。	市民活動課
	指定管理業務に係る基本協定書によれば、指定管理者から毎月提出されるはずの事業報告書が一切提出されていなかったことから、適正に処理されたい。	障害福祉課
	指定管理業務に係る基本協定書に個人情報取扱特記事項が添付されていなかったものがあったため、適正に処理されたい。	農林水産課、公園・施設管理課
	指定管理業務に係る基本協定書に別記として添付されるべき書類が添付されていないものがあったため、適正に処理されたい。	商工観光課
(26) 契約書等に係る不備について	委託業務に係る契約書で市長印の押印が漏れているものがあったため、適正に処理されたい。	選挙管理委員会、環境保全課、議会事務局
	委託業務に係る契約書は、2部作成し、委託者及び受託者がそれぞれ1部保管すべきところ、市が2部保管しているものがあったため、適正に処理されたい。	教育総務課
	個人情報取扱特記事項の変更に関する覚書で市長印が漏れているものがあったため、適正に処理されたい。	保育課
	委託契約の契約書に約款が添付されていないものがあったため、適正に処理されたい。	消防本部

	委託契約の契約書に個人情報取扱特記事項が添付されていないものがあったため、適正に処理されたい。	商工観光課
(27) 管財課が契約すべき契約を担当課で行っていたものがあった。	契約規則第52条第1項第1号の規定によれば、担当課で契約できるのは、1件の予定価格が30万円未満の契約とされるところ、30万円以上の委託契約を担当課で行っていたものがあったため、適正に処理されたい。	スポーツ振興課
(28) 変更契約を行っていないものがあった。	複数年にわたる委託契約で初年度の支払いの上限額を定めていたが、想定より出来高が高く、予定した支払いの上限額を超える請求を受けたことについて、起案には、その対応に係る記載があったものの、変更契約は行っていなかった。 契約書に定めた初年度の支払いの上限額を超えて支出することには異論はないものの、契約書に定めた事項を変更して支出することになるため、変更契約を行った上で支出されたい。	国保年金課
(29) 委託契約に添付した個人情報取扱特記事項の記載が足りないものがあった。	令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることになったことに伴い、個人情報の取り扱いを含む業務を委託する場合の契約書に添付する個人情報取扱特記事項にも変更が生じ、長期継続契約で同日前に契約したもののについては、同日までに個人情報取扱特記事項の変更に関する覚書の締結を行う必要があったが、その対応が漏れているものがあったため、適正に処理されたい。	人事課、管財課、納税課、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、市民課、清掃センター、環境保全課、障害福祉課、つくしの家、国保年金課、健康増進課、こども政策課、療育支援センター、保育課、商工観光課、都市整備課、水道課、学務課、学校給食センター、図書館、文化振興課、博物館、上高津貝塚、生涯学習課、スポーツ振興課、消防本部
(30) 安全管理措置の報告等に係る書面が提出されていないものがあった。	個人情報の取り扱いを含む業務を委託する場合の契約書に添付した個人情報取扱特記事項の第9条によれば、受注者は、当該業務に着手する前に安全管理措置の報告等を書面で行うこととされているが、当該書面が提出されていないものがあったため、適正に処理されたい。	政策企画課、行革デジタル推進課、総務課、人事課、管財課、課税課、納税課、市民活動課、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地

		区公民館、生活安全課、人権推進課、市民課、環境衛生課、清掃センター、環境保全課、障害福祉課、つくしの家、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課、こども政策課、療育支援センター、保育課、商工観光課、勤労青少年ホーム、農林水産課、都市整備課、公園・施設管理課、建築指導課、道路建設課、下水道課、水道課、教育総務課、学務課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、文化振興課、博物館、上高津貝塚、スポーツ振興課、指導課、消防本部
(31) 契約書が必要な契約を請書で対応していたものがあった。	契約規則第29条第1項によれば、50万以下の委託契約を締結する場合は、契約書を作成しないことができるが、個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、個人情報の取扱いについて特に注意を払う必要があることから、個人情報取扱特記事項を含む契約書を取り交わす必要があるところ、請書を受領したに過ぎないものがあったため、適正に処理されたい。	広報広聴課、総務課、管財課、生活安全課、環境衛生課、高齢福祉課、健康増進課、こども政策課、保育課、勤労青少年ホーム、道路建設課、学務課
	契約規則第29条第1項によれば、50万以下の委託契約を締結する場合は、契約書を作成しないことができるが、当該額を超える契約を請書で対応しているものがあったため、適正に処理されたい。	消防本部
	契約規則第29条第1項によれば、130万以下の工事又は製造等の請負契約を締結する場合は、契約書を作成しないことができるが、当該額を超える契約を請書で対応しているものがあったため、適正に処理されたい。	道路管理課
(32) 再委託の承認について	請負工事及び委託業務執行規則第27条第1項によれば、再委託をする場合は、再委託（変更）承認申請書を提出し、承諾を受けることとされているが、承諾の決裁を受けていないものや承諾を行った記録のないものがあったため、適正に処理されたい。	納税課、水道課

(33) 再委託先での個人情報 の取扱いについて	個人情報の管理の状況を点検するために「土浦市長が保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する要項」に基づき作成されたチェックリストによれば、委託先が再委託先と締結した個人情報の適正な管理に関する契約書の写しを提出させ、再委託先の個人情報の管理状況に関する検査報告を求める必要があるところ、委託先と再委託先の契約書に添付された個人情報取扱特記事項の記載が十分でないもの、当該個人情報取扱特記事項に基づき再委託先が委託先に提出した安全管理措置の報告等を確認していないものがあったため、適正に処理されたい。	高齢福祉課
	「土浦市長が保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する要項」に基づき作成されたチェックリストによれば、委託先と再委託先との間の契約書の写しを提出させることになっているが、その提出のないもの及び再委託先が委託先に提出した安全管理措置の報告等を確認していないものがあったため、適正に処理されたい。	納税課
(34) 工事で監督職員が 選任されていないもの があった。	地方自治法第234条の2第1項によれば、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約をしたときは、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認のために監督及び検査が必要であり、監督職員を選任し、請負工事及び委託業務監督要綱の規定により、監督を適正に執行されたい。	社会福祉課、水道課、議会事務局
(35) 工事の契約で現場 代理人及び主任(監 理)技術者等選任(変 更)通知書又は着工届 のいずれか又は両者 の提出がないものが あった。	請負工事及び委託業務執行規則の規定によれば、工事の契約には、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書及び着工届の提出が必要であるがその一部又は全部の提出がないものがあった。 当該規則に定めがあるということは、これらの書類が工事の監理に必要なものであるということなので、工事を適切に監理するためにも必要な書類を提出させるようにされたい。	社会福祉課、公園・施設管理課、道路管理課、下水道課、議会事務局
(36) 下請負届で決裁を 受けていないものが あった。	請負工事及び委託業務執行規則第6条第1項の規定により提出された下請負(変更)届を、決裁を受けないまま保管していたものがあったため、適正に処理されたい。	道路建設課、教育総務課、議会事務局
(37) 監督指示書で決裁 を受けていないもの があった。	請負工事及び委託業務監督要綱第15条に規定する監督・指示(承諾)書について、当該様式には決裁欄が設けられている	道路建設課、水道課

	が、その決裁を受けていないものがあったため、適正に処理されたい。	
(38) 提出された書面に押印のないものがあった。	委託契約に係る工程表で受託者の押印が漏れているものがあったため、適正に処理されたい。	人事課
	工事請負契約に係る着工届で届出者の押印が漏れているものがあったため、適正に処理されたい。	下水道課
(39) 委託料の支払手続きに問題があるものがあった。	<p>委託料は、契約が履行されたことを検査によって確認した上で支払うべきものであるところ、委託期間の満了時点で業務が完了していなかったため、受託者から誓約書を徴して契約の履行を約束させ、完了検査を合格とし、委託料を支払ったものがあった。</p> <p>業務が完了しなければ、委託料を支払うことができないため、委託期間を延長し、契約を履行したことを確認した上で委託料を支払うべきである。</p>	管財課
(40) 委託業務に係る収入の扱いに問題があるものがあった。	参加者が自転車と一緒に遊覧船に乗れるツアーを実施する業務を遊覧船事業者に委託しているが参加者が支払う乗船料は、委託業務上発生する収入であるため、受託者が収受し、その収入を委託業務に係る経費から差し引いて委託料を請求すべきところ、当該乗船料を市の収入（雑入）として受け入れ、委託料の支払いに充てていたものがあったため、適正に処理されたい。	商工観光課
(41) 総合的学習等の経費を業務委託又は補助金により執行しているが予算の執行方法に誤りがある。	<p>総合的な学習推進研究委託事業等の各学校に委託している業務及び進路指導対策等に係る経費を学校長に補助金として交付している業務については、学校の運営に係る経費であり、本来必要な経費は市が直接執行すべきものであるにもかかわらず、業務委託又は補助金として予算を執行するのは誤りである。</p> <p>委託業務については、市が行うべきものを第三者に委託して実施するものであるところ、教育委員会が学校長に対して総合的な学習推進研究委託事業等の業務を委託するというのは不自然である。</p> <p>また、補助金は、公益上の必要性がある第三者が実施する事業に財政的援助を行うものであるところ、学校の業務である進路指導対策等に係る経費を補助金により支出しているのは不適切である。</p> <p>したがって、現在学校に委託し、又は補</p>	指導課

	<p>助金を交付することにより実施しているもののうち学校が業務として行うべきものについては、当該事業に係る経費を教育委員会が直接執行すべきものである。</p> <p>実際には、事業の種類も実施している学校も多いことから今すぐに個別の経費の出納を全て教育委員会で行うことは困難であると推察されるものの、適正な予算の執行方法を検討されたい。</p>	
(42) 随意契約できるか疑問があるものがあった。	<p>救給カレー輸送業務については、通常の給食を輸送している業者と別途随意契約をしているが当該業者でなければ業務の遂行ができないものではなく、地方自治法施行令第167条の2第2号の性質又は目的が競争入札に適しないものに当たるとは見受けられなかったことから、適正な方法で契約されたい。</p>	学校給食センター
(43) 起案の決裁印が漏れていた。	<p>特別給付金の支給決定に係る起案の決裁者の印が漏れていたことから、適正に処理されたい。</p>	こども政策課
(44) 補助金の概算払いに係る意思決定の欠如	<p>補助金等交付規則第15条の規定によれば、補助金等は、補助金等の額が確定した後、補助事業者等の請求により交付するものとされ、同条ただし書きで市長は補助事業等の円滑な遂行上必要があると認めるときは、概算払いをすることができるとされるところ、補助金の概算払いの請求の受理に関する起案で概算払いの必要性を判断することなく、補助金交付の時期の例外である概算払いを行うのは、不適切であるため、適正に処理されたい。</p>	一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、人権推進課、生活安全課
(45) 補助対象経費が明確でないものがあった。	<p>補助金は、地方自治法第232条の2の規定によれば、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附又は補助をすることができるとされている。</p> <p>補助金の交付には、公益上の必要性があることが条件となるから、地域の振興や住民福祉の向上につながる等市の行政目的の実現が期待できるものでなければならず、単に特定の民間団体や市民を利するだけでは、補助金を交付することができない。</p> <p>それぞれの補助金に係る交付要項に補助対象経費を単に補助事業に係る事務費や事業費としている例が見受けられるが、補助事業に要する経費には、補助対象経費と補助対象外経費が混在しており、具体的に消耗品費や印刷製本費等の費目を明示し、どういうものを対象経費とするか明確にしておかないと何に補助金を使うことを認めて</p>	秘書課、政策企画課、市民活動課、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、人権推進課、生活安全課、環境保全課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、保育課、商工観光課、生涯学習課、文化振興課、スポーツ振興課、指導課、消防本部

	<p>交付を決定したか判断ができない。</p> <p>また、補助金の額の確定や精算に当たっても、どの経費に補助金を充当したか確認する必要があり、補助対象にならない経費に充当されていないか確認をした上で補助金の交付額を確定するのであるから、補助対象経費を明確にしておかないと、担当者によって結果が異なるようなケースも想定される。</p> <p>したがって、的確な補助金の交付を実現するためには、補助対象経費が明確でなければならないことから、それぞれの補助金の交付要項の改正を検討されたい。</p>	
(46) 補助金の交付決定時の額の算定根拠が不明確なものがあった。	<p>補助金は、交付上限額や予算額を上限として交付されることが多いがどんな事業を実施しても上限額又は予算額がそのまま交付されるものではなく、事業の内容に応じて、必要となる経費を算定し、交付額を決定すべきものであるが、交付額の算定根拠が不明確なものがあった。</p> <p>補助金は、補助金の交付申請書に添付された事業計画書や予算書から対象となる事業及び経費を抽出し、その合計額の何割を補助するとか、その合計額と予算額又は上限額のいずれか少ないほうを補助額とするなど適正に補助額を算定した上で交付すべきものであるため、補助金の交付決定に当たっては、どのように補助金の交付額を決定したかきちんと起案に示すべきである。</p>	秘書課、政策企画課、市民活動課、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、人権推進課、生活安全課、環境保全課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、保育課、商工観光課、農林水産課、生涯学習課、文化振興課、スポーツ振興課、指導課、消防本部
(47) 住宅リフォーム費用助成金について	<p>住宅リフォーム費用助成金は、居住環境の維持向上及び地域経済の活性化を図るため、市内施工業者により自ら居住する市内の住宅のリフォームを行った場合に工事費の10%に当たる額又は10万円のいずれか少ない方を助成するもので平成27年度に創設され、例年約150件交付されている。</p> <p>助成金の交付の目的は、理解できるものであり、その交付件数からも有効に活用されているものと見受けられるが、市民の税金を活用して助成していることを考えれば、所得の多い市民までその対象とする必要があるか疑問もあり、助成金の交付開始から10年となる時期でもあり、地方自治法第2条第14項の最小の経費で最大の効果があげられるものとなっているか、改めて検証されたい。</p>	住宅営繕課

③ 財産

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
(1) 公用車の給油伝票で給油の必要がない時点で決裁印が押印されていた。	公用車の給油伝票は、給油の必要があると認めるとき、運行管理者が押印し、運転者に交付すべきものであり、事前に押印したものを用意しておくべきではないため、適正に処理されたい。	社会福祉課
(2) 運転日誌で運行管理者の決裁印が漏れていた。	車両管理規程第14条第2項によれば、運転者は、運行状況を運行管理者に報告しなければならないとされており、その記録が運転日誌であるので、運行管理者の決裁を受けるようにされたい。	管財課、生活安全課、社会福祉課、障害福祉課、つくしの家、高齢福祉課、保育課、商工観光課、消防本部、農業委員会

④ 行政一般

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
(1) 旅行命令簿に記載漏れがあった。	旅行命令簿に記載漏れがあったことから適正に処理されたい。	都和公民館、新治地区公民館
(2) 専決区分を誤っていた。	事務決裁規程によれば、10万円を超え、100万円以下の補助金の支出負担行為については、部長が専決すべきところ、課長が専決していたものがあったため、適正に処理されたい。	防災危機管理課
	事務決裁規程によれば、普通財産の定期的な貸付については、許可期間が継続しておらず、総務部長が専決できるとされる更新許可には当たらないため、その都度市長の決裁を受けるべきところ、総務部長が専決しているものがあったため、適正に処理されたい。	管財課
	事務決裁規程によれば、市税、国民健康保険税並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料以外の収入の調定で2,000万円以上のものは、部長専決とされる所、国庫補助金の調定の専決を課長が行っていたものがあったため、適正に処理されたい。	社会福祉課
	荒川沖小学校児童クラブ敷地に係る行政財産の目的外使用更新許可について、使用料を減免する場合は更新許可であっても市長までの決裁が必要であるところ、課長が専決していたものがあったため、適正に処理されたい。	保育課

<p>市長の教育委員会に対する事務委任規則によれば、教育委員会に配当された予算に基づく支出負担行為及び支出命令に関しては、事務決裁規程別表第1に規定する部長専決事項に限り、その権限が委任されており、委託料については、教育部長に500万円以下の専決権を与えられているだけであるため、500万円以上の委託料を支出する場合は、教育委員会に属する職員が併任により市長部局の職員として又は補助執行によって事務決裁規程に定める専決区分によって決裁を受ける必要があるが、教育委員会の500万円以上の委託料に係る起案で、予算の専決権のない教育長が専決しているものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>博物館</p>
<p>教育委員会に配当された予算に関し、2,000万円以下の工事請負費については、教育部長に専決権があるものの、2,000万円を超える工事請負費に係る起案で教育部長が専決していたものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>教育委員会に配当された予算に関し、事務決裁規程によれば、工事請負費で100万円を超える予算の流用をする場合は、副市長が専決すべきところ、課長が専決していたものがあつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>研修会に参加する課長の旅費の支出負担行為票の決裁は、部長が専決することとされるところ、別途起案した決裁文書をもって決議書決裁済みとし、課長が専決しているが、当該決裁文書では、旅費の詳細について積算されておらず、旅費を支出することについては、決裁を受けているとは言えるものの、いくら支出するかについては、決裁を受けているとは言えないため、決議書決裁済みとして、部長の決裁を受けなかったのは、誤りであるため、適正に処理されたい。</p>	<p>人権推進課</p>
<p>市長及び副市長の旅費を支出する際の支出負担行為票については、市長の決裁を受けるべきところ、別途表敬訪問を行う旨の決裁文書をもって、決議書決裁済みとして課長が専決しているが、当該決裁文書では、旅費の詳細について積算されておらず、旅費を支出することについては、決裁を受けているとは言えるものの、いくら支出するかについては、決裁を受けていると</p>	<p>市民活動課</p>

	は言えないため、決議書決裁済みとして、市長の決裁を受けなかったのは、誤りであるため、適正に処理されたい。	
(3) 決裁を受けないで事務処理を行っていたものがあつた。	支出負担行為票を起票したものの、決裁を受けないまま、保管していたものがあつたため、適正に処理されたい。	三中地区公民館、生活安全課、社会福祉課、商工観光課
	市長の出張の運転用務に従事した管財課職員の旅費は、秘書課の予算で執行することになるが、当該職員の旅行命令については、当該職員が所属する管財課の課長の決裁を受けるべきところ、その決裁を受けていないものがあつたため、適正に処理されたい。	秘書課
	障害児(者)交流キャンプに随行した保育所職員の旅費は、障害福祉課の予算で執行することになるが、当該職員の旅行命令については、当該職員が所属する荒川沖保育所の所長の決裁を受けるべきところ、その決裁を受けていないものがあつたため、適正に処理されたい。	障害福祉課
	人事課が主催する職員研修先進地視察の為に出張した職員の旅費は、人事課の予算で支払っているが、職員の旅費に関する条例第4条第1項の規定によれば、旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならないところ、旅行命令権者である当該職員が所属する部署の所属長の決裁を受けていないものがあつたため、適正に処理されたい。	人事課
	都市計画課の業務に係る出張で秘書課に所属する職員が市長車の運転業務を担った際の旅行命令については、旅行命令権者である秘書課長の決裁を受けなければならないところ、その決裁が漏れているものがあつたため、適正に処理されたい。	都市計画課
	会計年度任用職員の勤務管理表において休暇取得時の所属長承認印が漏れているものがあつたため、適正に処理されたい。	総務課、管財課、市民課、清掃センター、高齢福祉課、学務課、学校給食センター、文化振興課、消防本部
	会計年度任用職員の通勤届に所属長の押印が漏れているものがあつたため、適正に処理されたい。	学務課、学校給食センター

(4) 公金外現金に係る事務の不備	公金外現金の支出伝票において決裁権者の押印が漏れているものがあったことから、適正に処理されたい。	人事課、農林水産課、消防本部
	公金外現金において収入や支出に関する伝票がないものがあったことから、適正に処理されたい。	社会福祉課
	公金外現金の収入伝票において施設長の押印が漏れていたものがあったことから、適正に処理されたい。	上高津貝塚

⑤ その他

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
(1) 支出負担行為票を紛失していた。	工事に係る契約の支出負担行為を紛失していたことから、適正に処理されたい。	教育総務課
(2) 支出負担行為票を起票していないものがあった。	会計規則第42条第1項によれば、備品を購入する場合は、契約を締結するときに支出負担行為を起票する必要があるが、それを行っていないものがあったため、適正に処理されたい。	農林水産課
(3) 貸与品台帳で事務処理に不備があった。	貸与品台帳で次のような事務処理の不備があったため、適正に処理されたい。 (1) 職員の異動及び貸与期間満了による返還の記載がないもの (2) 貸与品を受領し、又は返還した際の受領印又は所属長確認印の漏れているもの	行革デジタル推進課、総務課、防災危機管理課、人事課、管財課、課税課、納税課、一中地区公民館、三中地区公民館、六中地区公民館、市民課、環境保全課、環境衛生課、清掃センター、社会福祉課、国保年金課、健康増進課、こども政策課、こども包括支援課、商工観光課、都市計画課、都市整備課、公園・施設管理課、建築指導課、下水道課、水道課、教育総務課、学務課、生涯学習課、図書館、文化振興課、議会事務局、農業委員会、会計課
	令和3年から令和5年に貸与したものについて、貸与品台帳に記録がなかった。	消防本部
(4) 賃貸借契約書で契約者である市長の押印等が漏れていた。	賃貸借契約書で借主の記名押印又は押印が漏れているものがあった。 地方自治法第234条第5項によれば、	総務課、六中地区公民館、学務課

	契約書は、記名押印することで確定し、契約が成立するとされていることから、押印漏れのないよう十分注意されたい。	
(5) 条例等に定めのない事務取扱を行っていた。	公民館の利用については、使用許可を受けた後の利用日の変更を認める規定がないにもかかわらず、利用日の変更を行っていたため、条例の規定に従い、適正に処理されたい。	一中地区公民館
	公民館条例施行規則第8条第1項によれば、公民館の利用申請は、利用しようとする日の3日前までに行う必要があるところ、昨年までは新型コロナウイルス感染症対策として、当日までの申請を認めていたが、現在では特例で対応する必要があるとは考えられないので、適正に処理されたい。	一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館
	図書館条例第13条第2項によれば、図書館の使用料は、許可の際に納入すべきとされるところ、昨年までは新型コロナウイルス感染症対策として、施設利用の際の納入を認めていたが、現在では特例で対応する必要があると考えられないので、適正に処理されたい。	図書館
(6) 令達予算の執行について	学校や保育所で消耗品等を購入した際は、所管課である学務課や保育課に請求書を送付して、所管課で予算の執行を行うものであるが、各施設からの請求書の送付の遅れにより、結果として支払う必要はなかったものの、遅延損害金が発生していたことから、適正な処理となるよう学校や保育所を管理されたい。	保育課、学務課
	9月30日で閉園した東崎保育所の令達予算を10月1日に開園した認定こども園土浦幼稚園で開園後に必要になった消耗品の購入に充てていたものがあつたことから、適正に処理されたい。	保育課
(7) 行政財産の目的外使用許可に係る文書の保存年限の誤りがあつた。	行政財産使用許可事務処理基準によれば、行政財産の目的外使用許可に係る文書の保存年限は、当初許可にあつては永年、更新許可にあつては10年、臨時的許可にあつては5年とされるところ、その保存年限を誤っていたものがあつたため、適正に処理されたい。	市民活動課、環境衛生課、農林水産課、住宅営繕課、水道課、学校給食センター、消防本部
(8) 請求書の受付日について	インターネット使用料の請求を受け、約2か月後に支払っていたことについて、請	政策企画課

	<p>求書を正式に受理した時期が分かる受付印の押印も無く、その受理した日付が特定できる記録の添付も無かったため政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定める30日以内の支払いが出来ているのか確認できず、遅延利息を支払う必要があるかさえわからなかったため、適正に処理されたい。</p>	
	<p>請求書に不備があったため、請求書の再提出を求めたが、再提出された請求書の発行日が当初に発行された日付のままであったため、再提出を受けた時点で受付印を押印しているものの、請求書発行日と受付印の日付が乖離している理由が分かるような記録がなく、遅延利息の支払いを免れようと請求書の受付日を操作したと疑念を持たれるおそれも否定できないため、適正に処理されたい。</p>	障害福祉課
(9) 立替払いを行っていた。	<p>全国高校野球選手権大会に出場した高校を出迎える際に用意した花束について、立替払いをしていた。</p> <p>急な対応を要したため、売掛を依頼するも断られ、会計課への窓口払いの申請が間に合わなかったとのことであるが、適正に処理されたい。</p>	秘書課
	<p>裁判記録を閲覧する際に写しを取得する必要があることをわかっていながら資金前渡を受けることなく立替払いをし、裁判記録の写しを取得していたものがあったことから適正に処理されたい。</p>	道路管理課
(10) 支払先の誤りについて	<p>令和4年度に支払った消耗品の支払先が誤っていたことがわかり、当年度の予算で正規の支払先に支払うとともに、誤って支払った額の回収を行っていた。</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の遅延利息が発生していたものの、発生した遅延利息は、100円未満であり、同法第8条第2項の規定により支払う必要はなかったが、法に沿った適正な処理をされたい。</p>	療育支援センター
(11) 補助執行と併任が効果的に活用されていないものがあった。	<p>亀城プラザは、市長が所管する施設であるが、昨年度から地方自治法第180条の2の規定により教育委員会の職員に施設の管理運営に関する事務を補助執行させている。</p> <p>さらに当該施設に係る行政財産の目的外使用許可に係る事務を処理させるため、地方自治法第180条の3の規定により本年度から当該教育委員会の職員を市長の補助</p>	行革デジタル推進課、市民活動課、各地区公民館、生涯学習課

	<p>職員として併任させている。</p> <p>補助執行の場合は、補助執行するとされた事務に従事し、市長及び教育委員会の指揮監督に服するのに対し、併任の場合は、市長の事務一般に従事し、市長の指揮監督に服することになる。</p> <p>そうなると、併任により補助執行させていた施設の管理運営に関する事務をできることになっており、補助執行させる必要がなく、2つの制度を効果的に活用できていないため、適切な事務の執行方法を検討されたい。</p> <p>また、公民館についても同様の課題があるため、併せて検討されたい。</p>	
(12) 前払金を誤った口座に振り込んでいた。	<p>業者から前払金請求書の提出を受け、通常の口座へ入金したところ、当該業者から前払金の入金先の誤りを指摘され、水道課の口座への返金を確認後、当該業者の前払用の口座に改めて入金していたものがあった。</p> <p>前払金請求書の内容をきちんと確認すれば、防げたミスであると推察され、二度と同様のミスを繰り返さぬよう事務処理を検証されたい。</p>	水道課
(13) 公用車の法定点検を怠っていた。	<p>道路運送車両法第48条第1項によれば、自動車は、その種別及び用途に応じて定められた期間ごとに点検しなければならないとされているが、水道課が管理する公用車の一部でそれを行っていないものがあったため、適正に処理されたい。</p>	水道課
(14) 転貸借に係る記録がないものがあった。	<p>市営竹の入住宅に隣接する駐車場及び市営板谷第2住宅に隣接する農園に係る土地は、市がその所有者から市営住宅用地として賃借している。</p> <p>駐車場及び農園として利用されている部分については、賃貸借を開始した当初と利用目的が変わり、市営住宅入居者や近隣住民に転貸しているが、賃貸借契約書には転貸借を認める記載がなく、貸主から口頭で転貸借の承諾を得たというメモ書きが残っているものの、公文書として記録されたものはないため、契約書等に転貸借に関する記録を残すようにされたい。</p>	住宅営繕課

2 意見（小学校及び中学校及びにおける管理事務）

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
(1) 業者からの請求書を速やかに学務課に提出しなかったため、支払いに遅延が発生していた。	<p>各学校の令達予算に係る予算の執行は、学務課が行っており、各学校で消耗品等を購入した場合は、速やかに学務課に請求書を送付し、支払いを依頼すべきであるが、請求書の送付が遅れたことにより、請求を受けた日から30日以内に支払いをすることができず、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の遅延利息が発生していた。</p> <p>発生した遅延利息は、100円未満であり、同法第8条第2項の規定により支払う必要はなかったものの、法に沿った適正な処理をされたい。</p>	上大津東小学校、土浦第二中学校
(2) 郵便はがきの実保有数と使用簿の記録が合っていなかった。	<p>事前監査後の報告で学校が公金外現金を管理している団体で使用するために購入したものを誤って市の予算で購入したものと一緒に保管していたことが判明したところであるが、郵便はがきや切手についても現金と同様に厳正に管理されたい。</p>	土浦第二小学校
(3) 公衆電話の利用料金の管理簿が備え付けられていなかった。	<p>学校に設置されている公衆電話の利用料金は、毎月利用の有無を確認し、利用があれば、翌日までにはその利用料金の支払いを行っているとのことであるが、利用の有無の確認及び利用料金の支払いを記録しておく必要があると思われるため、適正に処理されたい。</p>	土浦第二小学校
(4) 貸与品台帳の受領印等の漏れがあった。	<p>貸与品を貸与された際の貸与品台帳への記入、受領印及び所属長確認印が漏れていた。</p> <p>貸与品台帳は、職員被服貸与規則に定められた貸与品の管理に必要な情報を記録するものであるため、適正に処理されたい。</p>	上大津東小学校
	<p>貸与品の貸与期間が満了した際の貸与品台帳への記入及び所属長確認印が漏れていたため、適正に処理されたい。</p>	土浦第二小学校
	<p>貸与品の貸与期間が満了した際の貸与品台帳への記入及び所属長確認印が数年間にわたり漏れていたため、適正に処理されたい。</p>	土浦第四中学校
(5) 学校内の危険な場所について	<p>グラウンドにあるマンホールが露出している箇所があり、児童が躓く可能性があるため安全確保のための措置をされたい。</p>	真鍋小学校

	<p>来賓駐車場近くでアスファルトが削れ、雨水がたまる場所があり、実際に児童が転倒したこともあるとのことなので、安全確保のための措置をされたい。</p>	中村小学校
	<p>百葉箱を囲む木製の柵が倒壊しているため、生徒がけがをすることのないよう適正な措置をされたい。</p>	土浦第四中学校
(6) 公金外現金の支出について	<p>公金外現金の支出伺い、収入調書及び支出伝票で決裁者である校長の承認を得ないまま、支出しているものがあつた。 公金外現金については、会計規則等の適用があるものではないが、出金前に決裁を受け、適正に処理されたい。</p>	土浦第二小学校
	<p>公金外現金の伝票で決裁者である校長の押印が漏れているものがあつた。 決裁者の押印がなければ、決裁者の承認なく予算を執行したことになるため、適正に処理されたい。</p>	上大津東小学校
	<p>公金外現金の収入調書及び支出伝票で決裁者である校長の押印が漏れていた。 決裁者の押印がなければ、決裁者の承認なく予算を執行したことになるため、適正に処理されたい。</p>	土浦第二中学校
(7) 理科薬品の受払簿に鉛筆で記載しているものがあつた。	<p>改変のできる鉛筆で記載したのでは、公文書として記録を残したことにならないため、適正に処理されたい。</p>	土浦第二小学校
(8) 理科薬品の受払簿に使用者の記載がないものがあつた。	<p>理科薬品の受払簿は、薬品の使用量を記録するものであり、使用者を記録しないと不正な使用等を把握することができず、管理に支障をきたすことになるため、適正に処理されたい。</p>	土浦第二小学校、上大津東小学校

3 意見（保育所及び児童館における管理事務）

確認した事実	対応すべき内容	該当部課等
(1) 業者からの請求書を速やかに保育課へ提出しなかったため、支払いに遅延が発生していた。	<p>各保育所の令達予算に係る予算の執行は、保育課が行っており、各保育所で消耗品等を購入した場合は、速やかに保育課に請求書を送付し、支払いを依頼すべきであるが、請求書の送付が遅れたことにより、請求を受けた日から30日以内に支払いをすることができず、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の遅延利息が発生していた。</p>	荒川沖保育所、霞ヶ岡保育所

	発生した遅延利息は、100円未満であり、同法第8条第2項の規定により支払う必要はなかったものの、法に沿った適正な処理をされたい。	
(2) 保育所内の危険な場所について	ネットフェンスに20cm×30cmくらいの穴があったことから、児童がけがをすることのないよう適正な措置をされたい。	荒川沖保育所
(3) 個人情報の安全管理措置の実施に関する報告書を委託業者が提出していなかった。	個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の取扱いの適正化を図るため、契約書で特記事項を定めており、その中に受託者は、情報セキュリティ対策の実施状況等について、業務に着手する前に報告することになっているがその報告がされていなかったことから、速やかに報告を求めるべきである。	ポプラ児童館
(4) 個人情報の取扱いがある業務なのに契約書によらず、請書で対応していたものがあった。	50万円以下の業務委託については、契約規則第29条第1項の規定により契約書を作成せず、同条第2項の請書によることが可能であるが、個人情報を取り扱う業務については、個人情報の取扱いに係る事項を明確にしておく必要があり、例外的に個人情報取扱特記事項を含む契約書を取り交わしておく必要があるため、適正な処理をされたい。	ポプラ児童館
(5) 貸与品台帳の処理がされていないものがあった。	貸与品の貸与期間が満了した際の貸与品台帳への記入及び所属長確認印が漏れていた。 貸与品台帳は、職員被服貸与規則に定められた貸与品の管理に必要な情報を記録するものであるため、適正に処理されたい。	霞ヶ岡保育所

4 補足

監査を行った中で公文書に鉛筆で記載しているものや日付等の記載事項の漏れ等のケアレスミスは減ってきたものの、特に業務委託に必要な書面等の不足等については、部署によって対応に差があり、ほとんど改善した部署もある一方で、全く対応していないと見受けられる部署もあった。

監査の結果に付した意見は、指摘事項(監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるもの)ではないものの、事務処理等に誤りがあり、改善すべきものと判断し、記載したものである。

当該意見は、事務処理等に誤りがあった部署を特定して記載しているが、当該部署以外でも同様の事案が発生することは容易に考えられるため、自分の部署に対して出

された意見以外もしっかり確認し、同じような失敗をしないように事務の見直しを検討されたい。

最後に、補助金については、団体の運営経費に対して長きにわたり毎年一定額を交付し続けていることによって既得権化したり、補助金に頼り切った運営になっている懸念のあるもの、また、補助金の要項に補助対象経費が明確になっていないことによって、対象経費と対象外経費の分別ができているのか疑問が残るものもあったため、平成30年度以降開催されていない補助金等検討委員会を開催し、改めて各補助金を精査すべきである。